

# 岐阜市立藍川北学園 – 特別の教育課程（英語科）の編成方針 –

## 1 特別の教育課程の概要

前期課程6年間を通した系統的、発展的指導により、英語で自信をもって自分の思いや考えを発信したり、多様な相手と建設的な関係を築いたりすることができる資質・能力の基礎を養うことを目的とし、前期課程第1～6学年において「英語科」を実施している。

- ・第1・2学年において、18時間の「英語科」を実施している。
- ・第3・4学年において、「外国語活動」の35時間を「英語科」として実施している。
- ・第5・6学年において、「外国語科」の70時間を「英語科」として実施している。

前期課程第1学年より「英語科」として実施することで、音声への慣れ親しみに努めている。その音声への慣れ親しみを生かし、第3・4学年からは「読む・書く」能力の育成にも取り組み、第5・6学年での指導につなげている。具体的には、第3・4学年で文を読む指導や語順に気をつけて文を写して書くなどの指導を行い、第5・6学年では音声で十分慣れ親しんだ表現を想起しながら自分のことについて書くなどの発展性のある指導を「英語科」として行っている。このように、第1・2学年から段階的に指導を行うことで、後期課程での指導につなげている。

## 2 学校又は地域の特色を生かした特別の教育課程を編成して教育を実施する必要性

外国籍人口の増加等、国際化が進む本市において、児童生徒に、英語によるコミュニケーション能力の基礎を養うことは重要課題となっている。

そこで、前期課程第1～6学年の教育課程に「英語科」を位置付け、後期課程の英語教育との連携を図りながら、英語による実践的なコミュニケーション能力の基礎を身に付けている。その導入期である第1・2学年では、英語に慣れ親しむことをねらいとし、第3～6学年においては、積極的にコミュニケーションを図る姿勢を育てている。そして、義務教育を終えた誰もが、自分の考えを述べたり、身の回りのことや岐阜市のことを英語で紹介したりするなど、国際社会の一員としての役割を果たせることを目指している。

## 3 特例の適用開始日

|       |    |    |                             |
|-------|----|----|-----------------------------|
| 平成16年 | 4月 | 1日 | （構造改革特別区域計画認定による）           |
| 平成20年 | 4月 | 1日 | （旧学習指導要領における教育課程特例校認定による）   |
| 平成21年 | 4月 | 1日 | （現学習指導要領における教育課程特例校変更承認による） |
| 平成30年 | 4月 | 1日 | 変更                          |
| 平成31年 | 4月 | 1日 | 変更                          |
| 令和2年  | 4月 | 1日 | 変更                          |

## 4 本特例内容の取組の期間

令和2年4月1日 ～ 令和12年3月31日